

# 不動産公売会



※宮崎市では、滞納処分として差押えた不動産の公売を行っています。

■公売期日 令和4年5月19日(木) ■受付時間 午前10時00分～10時30分  
■入札会場 宮崎市民プラザ4階中会議室

<p>※範囲線は物件特定のためのイメージです</p>	番号	1
	地目	宅地
	地積	680.52 m <sup>2</sup>
	所在(地番)	
宮崎県宮崎市高岡町内山字柳 3105番 外1筆		
見積価額		6,372,000円
公売保証金		640,000円
備考	<ul style="list-style-type: none"><li>・市街化区域・近隣商業地域にあります。</li><li>・対象土地を所在地とする第三者の滅失した建物の登記があります。(すでに壊されており、建物は現存していません。)</li><li>・形状は袋地です。</li><li>・対象土地内には井戸があります。(現在は使用されていません。)</li><li>・埋蔵文化財包蔵地「高岡麓遺跡」内に位置しており、未発見の遺跡が存在する可能性があります。</li></ul>	

宮崎市のホームページでより詳しくご覧いただけます！

宮崎市 公売 検索

宮崎市HP (<http://www.city.miyazaki.miyazaki.jp>)

宮崎市納税管理課 特別滞納整理係 TEL(0985)21-1741

(買受希望される方は事前にお問合せください。)

詳しい公売情報は  
こちらからチェック！



入札するのは  
あなたシカいない！



## ■注意事項等

- ① 国税徴収法第92条該当者及び暴力団関係者は買受できません。また、国税徴収法第108条該当者は入場、入札が制限される場合があります。
- ② 公売に参加される方は、あらかじめ公売物件の現況(但し物件への立入りはできません)・関係公簿等を確認した上で入札してください。なお地積は公簿上の面積となります。また、宮崎市は物件の瑕疵担保責任を負いません。
- ③ 宮崎市は公売財産(不動産)の引渡義務を負いません。公売財産内の動産や廃棄物の撤去、占有者等に対する明渡し請求、前所有者からの鍵の引渡などは、買受人が行うこととなります。また隣地との境界確定は、買受人と隣地所有者との間で行ってください。
- ④ 納付等により公売が中止になる場合があります。
- ⑤ その他、公売財産及び手続きの注意事項について詳しく記載した公売広報を必ずお読みください。